

**スルホキサフロルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成26年5月14日～平成26年6月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 80通

4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答
(目次)

A：食品健康影響評価結果の内容に関するもの	2
①急性参照用量（ARfD）設定について	2
②ヒトへの影響について	3
③発達神経毒性等について	4
④非遺伝毒性発がん物質について	9
⑤背景データ値との比較について	10
⑥情報の公開について	11
⑦複合影響について	12
⑧海外評価機関等の状況について	13
⑨試験ガイドラインについて	14
⑩クロチアニジンとの関係について	15
B：リスク管理に関するもの	16
C：その他	17

- 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っています。
- 今回、意見・情報の募集を行ったのは、農薬専門調査会で審議を行った「スルホキサフロル」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についてです。
- いただいた意見・情報については、内容により分割を行い、まとめており、原文のまま記載しています。

A：食品健康影響評価結果の内容に関するもの

①急性参照用量（ARfD）設定について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1－1】 スルホキサフロルの「食品健康影響評価に関する審議結果（案）」では、ARfDが検討されていない。食品安全委員会によると、ARfDは4月から検討を始めるものが対象となっているから、それ以前に検討の始まったスルホキサフロルではARfDは検討していない、と、対象外であるかのような説明だが、同じネオニコチノイド系農薬のクロチアニジンも、4月より前から検討されていて、ARfDのために食品安全委員会に再審査しているのであるから、スルホキサフロルについても検討すべきである。</p> <p>【意見 1－2】 急性毒性からみた摂取限度の目安（ARfD）が検討されていません。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他 3 件</p>	<p>【回答 1】 急性参照用量（ARfD）の設定については、クロチアニジンについては、4月中旬に厚生労働省から改めてARfD設定の要請があったことを受けて審議を行っており、原則として、それ以降の農薬専門調査会において審議を行うものから検討を進めており、スルホキサフロルについては、専門調査会における審議が昨年度に行われたため、パブリックコメントの段階までにARfDの検討は行われておりませんでした。</p> <p>今般、ARfD設定についてのご意見をいただき、また、パブリックコメントへの回答について再審議を行うことから、ARfD設定についても審議を行いました。</p>

②ヒトへの影響について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1-1】 危険な農薬による人体への影響は今後の日本の人口激減にも影響するのではありませんでしょうか</p> <p>【意見 1-2】 国民の健康のため、今以上、農薬の使用を増やさないで下さい。病気やアトピーなど疾患だらけの日本になってしまいます。</p> <p>【意見 1-3】 農薬（化学薬品）の使用はなるべくやめてください。微量の化学薬品に反応してしまうため。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他 14 件</p>	<p>【回答 1】 食品安全委員会農薬専門調査会は、一日摂取許容量（ADI）及びARFDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p>

③発達神経毒性等について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見1】</p> <p>当該農薬を含めネオニコチノイド系農薬については、発達期にある人脳神経系に対して、単独およびその他の化学物質との複合効果による悪影響を及ぼし発達障害等の原因物質との可能性が指摘されている。このように発達期におけるヒト脳への影響が学術的に未解明であることから、EUにおいてはその効果が解明されるまで使用禁止措置がとられている。この農薬は、昆虫のアセチルコリン受容体に大きな結合定数を持ち、その神経系伝達の攪乱により効果を発揮するものであり、ヒトと昆虫でニコチン性受容体の構造は同様であることと、また脳関門を通過する事、さらには本品及びその代謝物質の中核構造のトリフルオロピリジル基は難分解性で自然界に蓄積される事を鑑みると、胎児から幼児など発達期にある高度な知能を持つチンパンジー等の動物に対する広範かつ長期、さらに他の環境物質等との複合的効果を評価すべきである。従って、本評価における試験項目は、本品の安全性を担保するには全く不十分であり、本評価結果を安全性評価とする事は妥当ではないと結論する。</p> <p>意見に対する文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「欧州食品安全機関、ネオニコチノイド系農薬がヒト脳に発達神経毒性の可能性ありと公表——EUではミツバチ大量死の原因として使用禁止始まる」、黒田洋一郎、科学、2014年84巻2号 ・ 「自閉症・ADHDなど発達障害増加の原因としての環境化学物質——有機リン系、ネオニコチノイド系農薬の危険性(上)」黒田、木村?黒田、科学、2013年83巻6号 ・ 「同(下)」木村?黒田、黒田、科学、2013年83巻7号 	<p>【回答1】</p> <p>御指摘にある子供の発達に対する影響については、ラットを用いた発達神経毒性試験、2世代繁殖試験が実施されており、これらも考慮してADI及びARfDを設定しました。</p> <p>なお、いただいた文献情報については、記載されている内容や症状等とスルホキサフロルの摂取との直接的な関連が不明確であり、評価に用いることは困難と判断しました。</p>

- ・ 住友化学を悩ます「農薬問題」 問われる人体への「深刻な影響」、選択、2012年11月号
- ・ 本当に危ないのは「国産農作物」健康を脅かす甘い残留農薬基準、選択、2013年8月号

【意見2】

新しいネオニコ系農薬スルホキサフロルですが、ヒトの胎児期にだけ発現するニコチン生受容体に結合するという論文が出ています。この著者達はダウケミカルの人達のせい、結合してもアゴニスト作用がないので、安全であるなどと結論で言っていますが、とんでもない話です。Crit Rev Toxicol. 2014 Suppl 2:45-62.

ニコチン性受容体の機能は多様で、アゴニスト作用だけでなく脱感作が生体機能に重要である事も分っています。Trends Neurosci. 2005 Jul;28(7):371-8.

ネオニコチノイド系農薬はニコチン類似性があり、ニコチンは多様な発達神経毒性が知られています。ヒトの胎児期のニコチン性受容体に結合する報告が出ている以上、慎重に考慮をお願いしたいと思います。

【意見3】

評価書案 p 61 の＜新生児死亡及び胎児異常の発生機序検討試験のまとめ＞では『(1)本剤はラット胎児筋肉の nAChR に結合して受容体を活性化させた。
(2)本剤の投与でラット児動物の横隔膜に可逆的な拘縮が認められた。
(3)投与の延長により、ラット児動物の横隔膜筋に持続的な筋肉拘縮がみられた。
(4)胎児異常が発現するのは妊娠 20～22 日に暴露した場合のみであった。
分娩直前である妊娠 21～22 日は、ラットの胎児筋肉の nAChR 機能が発現する時期と一致していた。したがって、ラット

【回答2】

御指摘の症状については、スルホキサフロルの摂取との直接的な関連が不明確であるため、評価に用いることは困難と判断しました。

また、発達神経毒性試験の結果、最高用量投与群の児動物で平面立ち直り反応の出現の遅延等が認められましたが、発達神経毒性に対する無毒性量 (NOAEL) は7.1 mg/kg 体重/日と考えられ、閾値は得られております。

食品安全委員会農薬専門調査会は、ADI及びARfDに基づく適切なリスク管理が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。

【回答3】

哺乳類ニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト試験の受容体機能の試験 [14. (4) ③b.] において、ラットの胎児若しくは成獣又はヒトの胎児若しくは成人の筋肉由来nAChRを発現させたアフリカツメガエルの卵母細胞を用いた試験において、ラットの胎児由来の細胞のみでスルホキサフロルの添加による反応を示す結果が出ていること等から、食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットの繁殖試験及び発生毒性試験で認められた胎児異常は、ラットの胎児期に特異的に発現するニコチン受容体に起因する可能性が

の繁殖試験及び発生毒性試験で認められた胎児異常は、胎児筋肉の nAChR を介して発現すると考えられる。』とされ、nAChR への作用が確認されているが、『発現はラットに特異的で、ヒトには外挿されない変化である可能性が高いと考えられた。』と評価された。納得いく説明とは言いがたい。

【意見 4】

ネオニコチノイド系農薬は、神経毒性や発達神経毒性が懸念される。評価書案 p47 のラットの試験では、『母動物ではいずれの投与群でも検体投与の影響は認められず、児動物では、400 ppm 投与群で出生から生後 4 日（淘汰前）までの生存率低下、生後 1 及び 4 日の低体重、平面立ち直り反応の出現の遅延が認められたので、無毒性量は母動物で本試験の最高用量 400ppm（妊娠期：27.7mg/kg 体重/日、哺育期：29.8mg/kg 体重/日）、児動物で 100 ppm（妊娠期：7.1mg/kg 体重/日、哺育期：7.6mg/kg 体重/日）であると考えられた』となっている。

この結果から得た無毒性量を安全係数 100 として、人への影響評価とすることには、反対である。

[理由]

- 1、動物による発達神経毒性評価方法が確立しておらず、人への影響を類推するのに必要な毒性指標や安全係数も決まっていない。
- 2、人の子どもは、その脳・神経系はラットやマウスのような実験動物より高機能であり、胎児から成人に至る発達期間も動物と比較にならぬほど長い。発達毒性試験で、動物と人の種差を 10 とする評価法は検討しなおすべきである。
- 3、子どもの場合の安全係数を 1000 とすべきとの説もあり、発達神経毒性の評価に際して、安全係数 100 は低すぎる。

考えられ、ヒトには外挿されない変化である可能性が高いと考えられたと判断しました。

また、JMPPRにおいても、ラットの胎児異常はラットに特異的であり、ヒトには外挿されない変化であるとの考察がなされています。

【回答 4】

食品安全委員会農薬専門調査会は、提出された発達神経毒性試験成績から、本剤には発達神経毒性はないものと判断しました。

なお、農林水産省は、農薬登録申請時に「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）に基づき試験成績を要求していますが、発達神経毒性試験は、局長通知による要求の対象外となっており、必須の試験項目とはなっておりません。

【意見 5】

スルホキサフロルの評価書の要約に「ラットの新生児死亡などの異常発生の原因は、ラットの胎児期に特異的に発現するニコチン受容体に起因する可能性が考えられたため、ヒトにこれらの異常が発現する可能性は低いと考えられた」とありますが、その確かな科学的証拠がありますか。ニコチン受容体は人体でも多様に発現しており、この農薬はニコチン受容体をターゲットとしています。世界的に話題となった木村－黒田論文 (Plos ONE 2012) で指摘されたように、哺乳類の脳への悪影響の可能性が十分に予測されます。ラットでこのような異常が見られたのに、その農薬成分を登録するのは、ヒトへの危険性を過小評価するもので、日本国民を危険にさらす不適切な判断です。

【意見 6－1】

成長期の子供たちのことを考えると、毒性に関する徹底的な調査検討は不可欠です。

【意見 6－2】

人体影響についても、ネオニコチノイド系農薬はリスクが小さく見積もられているが、小児に対して脳障害の一因との指摘もある。

同趣旨他 1 件

【意見 7－1】

ネオニコチノイド系農薬は神経毒性も強く、急性症状では無いとされていますが、慢性毒性で脳神経を蝕むと言われていいますので、スルホキサフロルなる農薬

【回答 5】

哺乳類ニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト試験の受容体機能の試験 [14. (4)③b.] において、ラットの胎児若しくは成獣又はヒトの胎児若しくは成人の筋肉由来nAChRを発現させたアフリカツメガエルの卵母細胞を用いた試験において、ラットの胎児由来の細胞のみでスルホキサフロルの添加による反応を示す結果が出ていること等から、食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットの繁殖試験及び発生毒性試験で認められた胎児異常は、ラットの胎児期に特異的に発現するニコチン受容体に起因する可能性が考えられ、ヒトには外挿されない変化である可能性が高いと考えられたと判断しました。

また、JMPRにおいても、ラットの胎児異常はラットに特異的であり、ヒトには外挿されない変化であるとの考察がなされています。

なお、提供いただいた論文については、スルホキサフロル投与による試験結果ではないため、本剤の評価に用いることは困難と判断しました。

【回答 6】

子供の発達障害等の影響については、ラットを用いた発達神経毒性試験、2世代繁殖試験が実施されており、これらも考慮してADIを設定しました。

【回答 7】

神経毒性については、ラットを用いた急性神経毒性試験、免疫毒性及び亜急性神経毒性併合試験、発達神経毒性試験が実施されており、これらも考慮

は不要だと思います。

【意見 7-2】

神経毒性があり、蜜蜂に深刻な生態破壊をもたらしていると疑われているネオニコチノイド系の農薬は、現在使用されているものを中止すべきであり、ましてや新たに承認するための評価を行うべきではない。

してADI及びARFDを設定しました。

④非遺伝毒性発がん物質について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1】</p> <p>当物質の長期発ガン性試験において、肝細胞腺腫の発生頻度増加が報告されております。遺伝毒性は否定されておりますが、遺伝毒性がないもので発ガン作用がある化合物は最も注意を要する化合物なのではないでしょうか。幸いにして、当物質は自然界で極めて分解しやすい化合物なので、ヒトへの無差別曝露における濃度は極めて少量であり、分解物も毒性は低い様子です。</p> <p>従いまして、当物質の化学的性質は、毒性は極めて引く、自然界において分解しやすく、分解物の毒性も低いので、ヒトへのリスクはきわめて低い、という記載が妥当ではないでしょうか。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>スルホキサフロルには遺伝毒性は認められておらず、発ガン性試験で認められた腫瘍については、遺伝毒性メカニズムにより発生するものとは考えられず、閾値を設定することが可能であることから、閾値を下まわるADIのレベルで摂取した場合には、発ガンリスクはないと考えられています。</p> <p>そのため、食品安全委員会農薬専門調査会は、ADIに基づく適切なリスク管理が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p>

⑤背景データ値との比較について

意見・情報の概要	専門調査会の回答																					
<p>【意見 1】 発がん性試験で、肝細胞腺腫・肝細胞癌、精巣間細胞腺腫がみられた。投与量との関連がないとされ、閾値を設定、ADIが決められたが、再考願いたい。</p> <p>[理由] ラットとマウスの試験では、各群雌雄各 50 匹で、下表のように、無投与群でも 25ppm 投与群より多いか同等の癌や腫瘍の発生がみられた。その理由が明確でないまま、無毒性量はより高い 100ppm (雄：4.25mg/kg 体重/日、雌：5.13mg/kg 体重/日) であると考えられた。</p> <p>下表で数値○/50 は 50 匹に対して癌等がみつかった動物の数</p> <table border="1" data-bbox="199 929 821 1198"> <thead> <tr> <th>動物種</th> <th>無投与群</th> <th>25ppm 投与群 (投与量 1.04～ 1.40mg/kg 体重/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝細胞腺腫又は 肝細胞癌総数</td> <td>雄 7/50</td> <td>3/50</td> </tr> <tr> <td>両側性精巣間細胞腺腫</td> <td>32/50</td> <td>38/50</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="199 1232 821 1433"> <thead> <tr> <th>動物種</th> <th>無投与群</th> <th>25ppm 投与群 (投与量 2.54mg/kg 体重/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マウス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝腫瘍又は 肝細胞癌総数</td> <td>雄 13/50</td> <td>6/50</td> </tr> </tbody> </table>	動物種	無投与群	25ppm 投与群 (投与量 1.04～ 1.40mg/kg 体重/日)	ラット			肝細胞腺腫又は 肝細胞癌総数	雄 7/50	3/50	両側性精巣間細胞腺腫	32/50	38/50	動物種	無投与群	25ppm 投与群 (投与量 2.54mg/kg 体重/日)	マウス			肝腫瘍又は 肝細胞癌総数	雄 13/50	6/50	<p>【回答 1】 ラット、マウス等は無処置であっても加齢に伴い、様々な腫瘍が自然発生します。発生する腫瘍の種類や頻度はラットの系統や雌雄等により様々です。25 ppm投与群での肝肥大/肝腫瘍及び精巣腫瘍の発生については、いずれも背景データ内であることから自然発生によるものであると判断しました。</p> <p>なお、肝肥大/肝腫瘍及び精巣腫瘍の発生については、発生機序検討試験が行われており、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると判断しました。</p>
動物種	無投与群	25ppm 投与群 (投与量 1.04～ 1.40mg/kg 体重/日)																				
ラット																						
肝細胞腺腫又は 肝細胞癌総数	雄 7/50	3/50																				
両側性精巣間細胞腺腫	32/50	38/50																				
動物種	無投与群	25ppm 投与群 (投与量 2.54mg/kg 体重/日)																				
マウス																						
肝腫瘍又は 肝細胞癌総数	雄 13/50	6/50																				

⑥情報の公開について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1-1】 評価書案に掲載されている参照資料 90 件のうち、未公表資料が 88 件あり、残り 2 件は厚労省から評価依頼文書とフードファクターについての行政関連文書である。</p> <p>【意見 1-2】 農薬の毒性などの情報が公開されていません。</p> <p>【意見 1-3】 私は農薬の有効な面よりも、危険性に注目したいです。どれだけのリスクがあるのか、はっきりしたデータ見たいです。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他 5 件</p>	<p>【回答 1】 農薬専門調査会幹事会で審議された剤のうち、公開で審議された農薬の審議資料（農薬抄録等）は農薬専門調査会幹事会終了後に食品安全委員会事務局内において閲覧可能となっており、スルホキサフロルについても閲覧できます。</p> <p>なお、当該審議資料について、公にすることにより試験成績所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分については、非公開としております。</p>

⑦複合影響について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1】 当該農薬を含めネオニコチノイド系農薬については、発達期にある人脳神経系に対して、単独およびその他の化学物質との複合効果による悪影響を及ぼし発達障害等の原因物質との可能性が指摘されている。</p>	<p>【回答 1】 複合影響については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えております。 また、複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHOでは、 ① 100倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている。 ② 相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない。 とされています。</p>

⑧海外評価機関等の状況について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1-1】 スルホキサフロルは、ニコチン性アセチルコリン受容体 (nAChR) を阻害することにより、殺虫効果を示すとされ、いわゆる、ネオニコチノイド系の一種である。同系の農薬の中には、ミツバチに対する毒性の強いものがあり、EU 全域で、ネオニコチノイド系農薬の一部は使用禁止又は規制されている。</p> <p>また、人の脳・神経系への影響を配慮して、EFSA (欧州食品安全機関) それまでのADIやARfDなどの評価を厳しくする提案をおこなわれた。</p> <p>【意見 1-2】 ネオニコチノイド系農薬については、2013年末にEUが3成分の一時使用中止をし、また、アセタミプリドとイミダクロプリドについては、EFSA (欧州食品安全機関) は、それらが発展途上の子供の脳に悪影響を及ぼす可能性を指摘し、そのことは、世界の有力メディアで大きく話題とされていることを、日本の専門家は知らないのでしょうか？</p> <p>その状況下で、日本でさらに新しいネオニコチノイド系農薬の登録を進めるのは間違いではないでしょうか。お隣の韓国でさえ、EUの2年間に暫定的な3成分の使用中止とその再評価が完了するまでの間、3成分を含むネオニコ製剤の新規登録や変更登録を禁止しました。</p> <p>【意見 1-3】 ネオニコチノイド系農薬はEUでは規制を強化しており、これを認可するのはその動きに逆行するものです。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他 12件</p>	<p>【回答 1】 食品安全委員会農薬専門調査会は、海外の評価機関による評価書等も参照していますが、原則として提出された試験成績を用いて食品健康影響評価を行っており、ADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p>

⑨試験ガイドラインについて

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1】 この農薬は、昆虫のアセチルコリン受容体に大きな結合定数を持ち、その神経系伝達の攪乱により効果を発揮するものであり、ヒトと昆虫でニコチン性受容体の構造は同様であることと、また脳関門を通過する事、さらには本品及びその代謝物質の中核構造のトリフルオロピリジル基は難分解性で自然界に蓄積される事を鑑みると、胎児から幼児など発達期にある高度な知能を持つチンパンジー等の動物に対する広範かつ長期、さらに他の環境物質等との複合的効果を評価すべきである。従って、本評価における試験項目は、本品の安全性を担保するには全く不十分であり、本評価結果を安全性評価とする事は妥当ではないと結論する。</p> <p>【意見 2 - 1】 E F S A (欧州食品安全機関) の 2014 年 5 月 21 日公表の報告 『Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance sulfoxaflor』では、スルホキサフロル及びその代謝物のデータ不足（内分泌かく乱作用や生態毒性評価等）が指摘されている。 http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3692.htm</p> <p>【意見 2 - 2】 新しい農薬の毒性については未知数です。毒性についての試験方法や期間、情報公開にもとても不安を感じます。</p>	<p>【回答 1】 経済開発協力機構（OECD）のテストガイドラインにおいては、非げっ歯類の試験に用いる動物種としては一般的にイヌを用い、他の動物種としてブタやミニブタも利用可能とされている一方、霊長類の使用は推奨されず、使用する場合には正当な理由が必要とされています。</p> <p>我が国においても、農林水産省は、農薬登録申請時に「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）に基づき試験成績を要求していますが、チンパンジー等の試験については、局長通知による要求の対象外となっており、必須の試験項目とはなっておりません。</p> <p>【回答 2】 食品安全委員会農薬専門調査会は、提出された試験成績は、全て「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）に適合した試験であり、必要な試験は行われており、評価可能と判断しました。</p>

⑩クロチアニジンとの関係について

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1-1】 クロチアニジンの残留基準の緩和案には強く反対でした。 スルホキサフロルもネオニコチノイド系ということなので、クロチアニジンの再審議の結果を待たずにこの農薬が認可されることには強い不安を覚えます。</p> <p>【意見 1-2】 クロチアニジンの急性毒性についての問題が一向に解決を見ないにもかかわらず、同じネオニコチノイド系の農薬が平然と認可に向けて動いていることに強い不安を感じています。</p> <p>【意見 1-3】 ネオニコチノイド系農薬のクロチアニジンの残留基準の緩和案が出されてから、市民からのたくさんのパブコメや署名、そして科学的な新情報やEUの動きがあり、異例の再審議（差し戻し）になっています。そんな中で、新しく農薬登録する必要があるのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">同趣旨他 5 件</p>	<p>【回答 1】 食品安全委員会農薬専門調査会では、類似の農薬であっても、毒性プロファイル等が異なることから、それぞれの農薬について、提出された試験成績を基に食品健康影響評価を行っております。</p> <p>いただいた御意見はリスク管理にも関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省へ情報提供させていただきます。</p>

B：リスク管理に関するもの

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見 1-1】 農薬はいらない。ミツバチや自然の形態を守ってください。</p> <p>【意見 1-2】 必ず生態系のバランスを崩し、おかしなことになります。スルホキサフロルは反対です。</p> <p>【意見 1-3】 新しいネオニコチノイド系農薬の必要性がまったく分からない。これ以上虫を殺し、生態系を壊すな。絶対反対。</p> <p>リスク管理に関する意見他 63 件</p>	<p>【回答 1】 いただいた御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省及び消費者庁へ情報提供させていただきます。</p>

C：その他

意見・情報の概要
<p>【意見 1－1】 断固反対です！私たちはもう政府には騙されません。自分たちの身は自分で守ります。国民として絶対に反対です。あなた達の食べるものもミツバチがいなくなったらなくなるんですよ？利益ばかり優先させないでください！！</p> <p>【意見 1－2】 消費者がいちばん求めるのは味の良いもの。見栄えが良くても不味ければその生産者から2度と買わない。</p> <p>【意見 1－3】 大反対！！人体に毒を染み込ませる物質を社会に蔓延させる国家殺人を即廃止してください！！一人一人の命を何よりも最優先に構築する国へ監視するようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">その他の意見他 16 件</p>
専門調査会の回答
<p>【回答 1】 御意見ありがとうございました。</p>